

議案第 6 2 号

三田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市立図書館条例の一部を改正する条例

三田市立図書館条例（平成元年三田市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 10 条とし、第 7 条の見出しを「(利用又は入館の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「者に対しては、入館を制限することがある」を「ときは、図書館の利用を制限し、又は入館を制限することができる」に改め、同条第 1 号中「他人」を「他の利用者」に、「認められる者」を「認められるとき。」に改め、同条第 2 号中「施設、設備、器具」を「施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に、「認められる者」を「認められるとき。」に改め、同条第 3 号中「館の」を「図書館の」に、「入館を不相当と認める者」を「不相当と認めるとき。」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（損害賠償義務）

第 8 条 図書館を利用し、又は入館した者（以下「利用者等」という。）は、その責めに帰すべき理由により、施設等若しくは資料を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者等が前項の規定による義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を利用者等から徴収する。

（指定管理者による管理）

第 9 条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 図書館の利用及びその制限に関する業務

(2) 第 4 条に規定する事業（図書館の備品とする資料の収集を除く。）の実施に関する業務

(3) 図書館の施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。